

○厚生労働省告示第 号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項第二号及び第六十一条の二第二項第二号の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚令第 号）附則第四条第一項各号及び第二項各号並びに第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第四条第一項各号及び第二項各号並びに第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「法」という。）附則第四条第一項各号及び第二項各号並びに第七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

に掲げる額とする。

所得の区分		居室等の区分		額
一	イ 平成十八年改正省令附則第四条第一項第一号口、第二号口、第二項第一号口又は第二号口に掲げる者 ロ 平成十八年改正省令附則第七条第一項第一号口、第二号口、第二項第一号口又は第二号口に掲げる者	ユニット型個室	ユニット型個室	一日につき 千六百四十円
		従来型個室（特養等）	従来型個室（特養等）	一日につき 八百二十円
		従来型個室（老健・療養等）	従来型個室（老健・療養等）	一日につき 千三百十円
		多床室	多床室	一日につき 三百二十円

二イ 平成十八年改正省令附則第四条第一項第一号イ、第二号イ、第二項第一号イ又は第二号イに掲げる者 ロ 平成十八年改正省令附則第七条第一項第一号イ、第二号イ、第二項第一号イ又は第二号イに掲げる者		ユニット型個室	ユニット型個室	一日につき 八百二十円
		従来型個室（特養等）	従来型個室（老健・療養等）	一日につき 四百二十円
		多床室	多床室	一日につき 三百二十円

備考

- 一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。
- 二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。
- 三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。
- 四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。
- 五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。